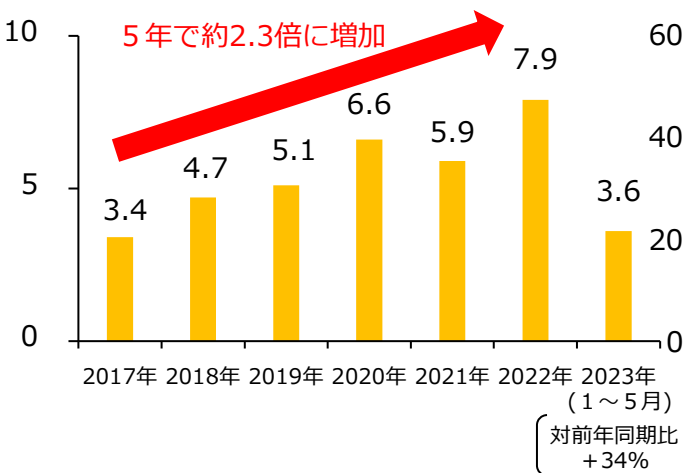


パックご飯・米菓・日本酒の輸出実績の推移

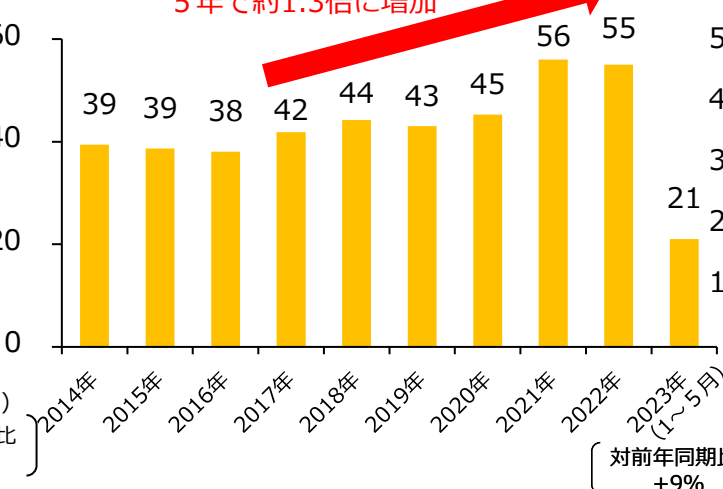
- パックご飯については、輸出事業者からの聞き取りによると、海外の需要先の獲得、製造工場の稼働率向上や新設により輸出を増やしたなどの声も聞かれ、2022年の輸出金額・輸出量はともに増加。
- 米菓については、業界からの聞き取りによると、国内生産シェアの上位にいるメーカーが輸出も含め、長期間生産を中止等していたことが要因の一つとの声も聞かれ、2022年の輸出金額・輸出量はともに減少。
- 日本酒については、中国・アメリカ向け等が増加したこと等から、2022年の輸出金額・輸出量はともに増加。

● パックご飯の輸出実績



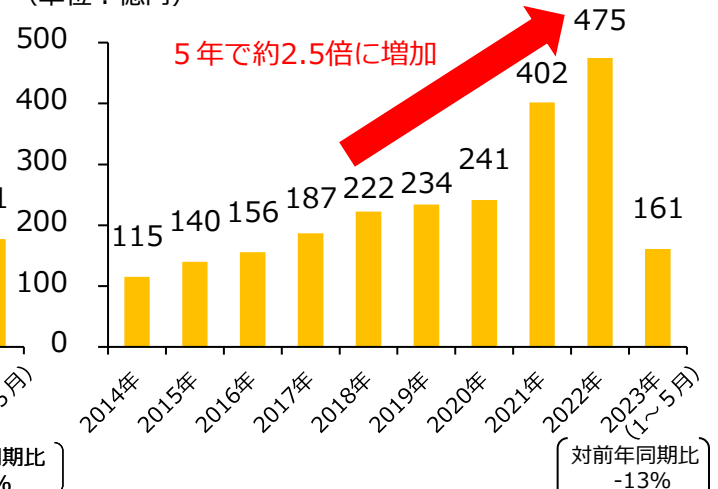
● 米菓の輸出実績

(単位：億円)

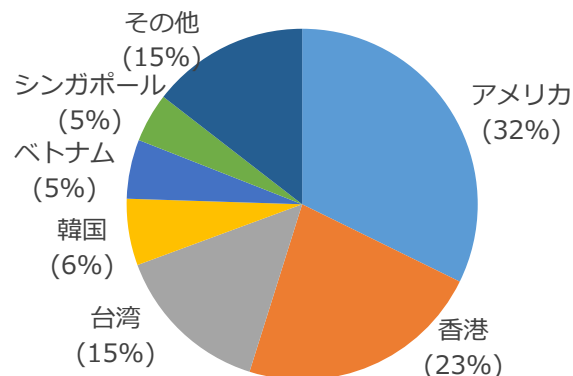


● 日本酒の輸出実績

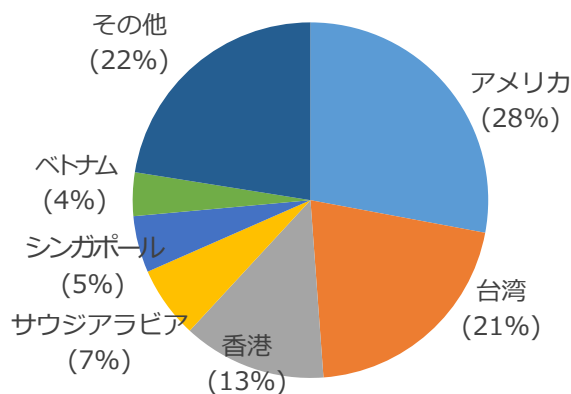
(単位：億円)



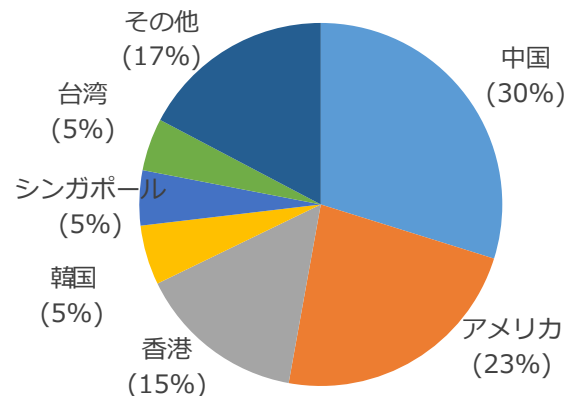
■ パックご飯の輸出先国・地域内訳 (金額ベース)(2022年)



■ 米菓の輸出先国・地域内訳 (金額ベース)(2022年)



■ 日本酒の輸出先国・地域内訳 (金額ベース)(2022年)

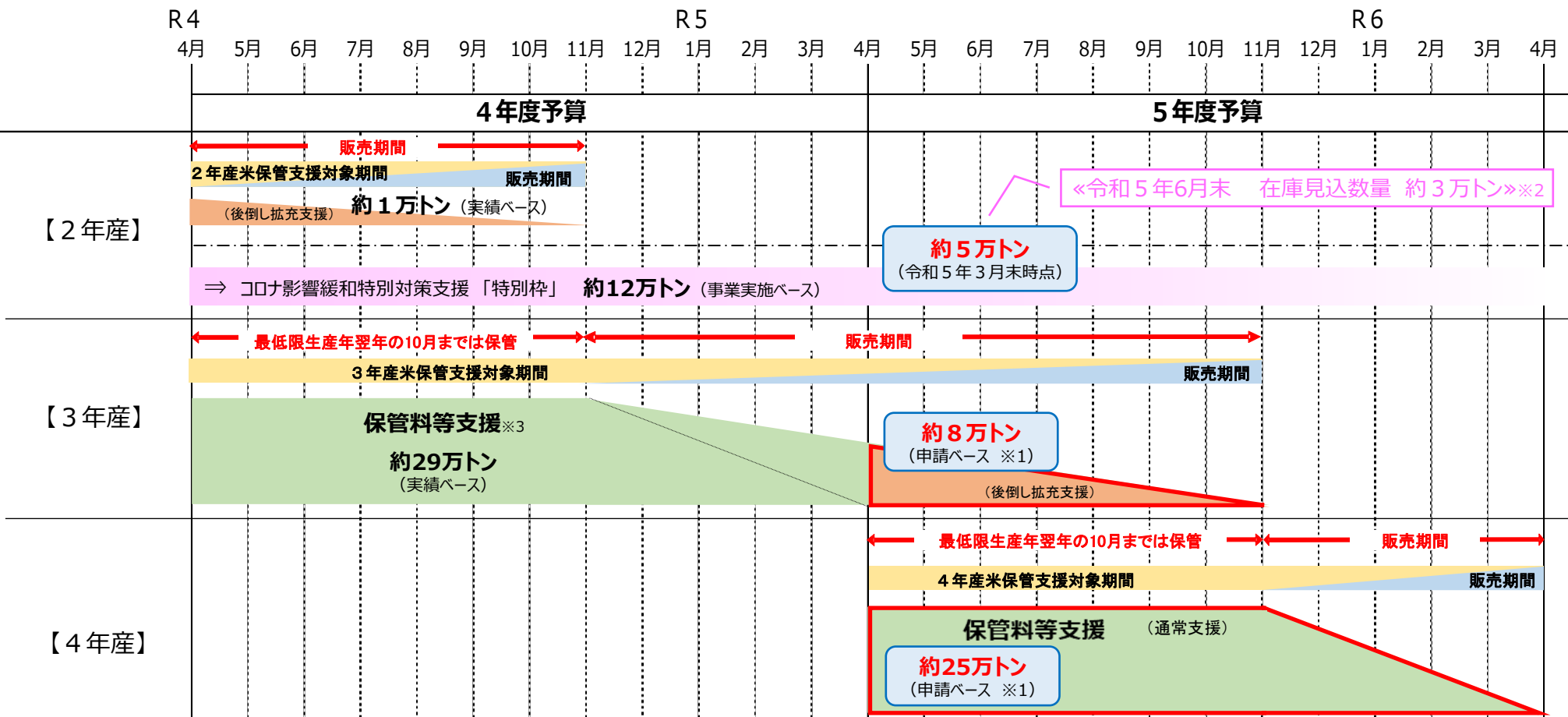


※資料：財務省「貿易統計」

(注) パックご飯等は2017年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

○ 令和5年度の「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の長期計画的な販売の取組について1次公募を実施したところ、計36の事業体から応募があり、令和4年産通常支援は約25万トン、令和3年産後倒し拡充支援は約8万トンの申請があったところ。

【保管経費等の拡充支援イメージ】



※1 3年産の後倒し拡充支援及び4年産通常支援の申請数量は、令和5年4月時点の値。

※2 事業実施主体からの申請報告を取りまとめたもの

※3 保管料等の支援対象経費 保管料：米穀の保管経費
金利：販売時期が遅れることにより増加する概算金支払に係る借入金の支払利息
集約経費：対象米穀の営業倉庫等への集約運送に要する経費

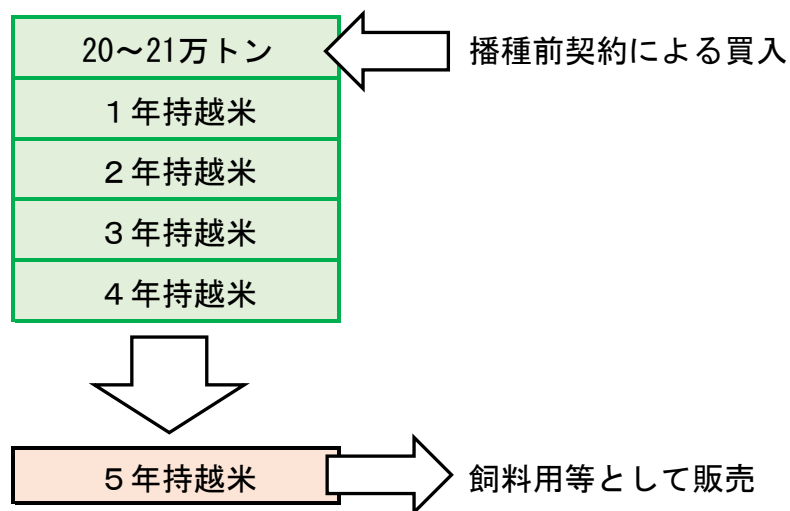
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度

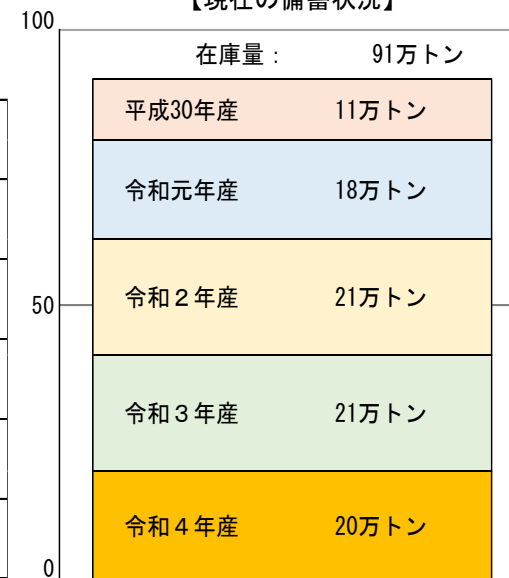


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	20万トン
令和5年産	20万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

令和5年産備蓄米の政府買入入札の結果

○ 令和5年産備蓄米の政府買入入札については、令和5年6月27日までに7回実施し、買入予定数量20万8,000トンに対して20万1,725トンの落札となった。

※令和5年産落札数量は、第1回（令和5年1月14日実施）から第7回（令和5年6月27日実施）最終入札分までの合計数量

産地	買入予定数量 (優先枠) ①	落札数量 ②	落札率 ②/①	落札残数量 ①-②
北海道	2,162	2,162	100.0%	0
青森	27,259	27,259	100.0%	0
岩手	3,488	3,488	100.0%	0
宮城	11,600	11,600	100.0%	0
秋田	21,572	21,572	100.0%	0
山形	21,291	20,601	96.8%	690
福島	27,050	24,773	91.6%	2,277
茨城	1,103	935	84.8%	168
栃木	7,602	6,123	80.5%	1,479
群馬	555	-	0.0%	555
埼玉	463	-	0.0%	463
千葉	3,985	610	15.3%	3,375
東京				
神奈川				
新潟	25,149	25,109	99.8%	40
富山	12,197	12,197	100.0%	0
石川	7,849	7,849	100.0%	0
福井	4,076	3,900	95.7%	176
山梨				
長野	1,446	609	42.1%	837
岐阜	435	435	100.0%	0
静岡	20	20	100.0%	0
愛知	846	846	100.0%	0
三重	270	270	100.0%	0
滋賀	1,342	1,342	100.0%	0

産地	買入予定数量 (優先枠) ①	落札数量 ②	落札率 ②/①	落札残数量 ①-②
京都				
大阪				
兵庫				
奈良				
和歌山				
鳥取	400	400	100.0%	0
島根	130	130	100.0%	0
岡山	977	846	86.6%	131
広島	20	20	100.0%	0
山口				
徳島	1,182	930	78.7%	252
香川				
愛媛				
高知	10	10	100.0%	0
福岡	264	54	20.5%	210
佐賀	220	220	100.0%	0
長崎	10	-	0.0%	10
熊本	247	247	100.0%	0
大分	94	94	100.0%	0
宮崎				
鹿児島				
県別優先枠計①	185,314	174,651	94.2%	10,663
一般枠②	22,686	27,074	119.3%	▲ 4,388
合計(①+②)	208,000	201,725	97.0%	6,275
うちCPTPP分		8,000		

※県別優先枠の落札残数量は、第3回までの入札結果であり、第4回以降の入札においては、産地指定を行わない一般枠のみ買入枠を設定。

CPTPP豪州枠(輸入量に相当する政府備蓄米の買入)に係る会計検査院からの指摘について

- CPTPPにおいて設定されたコメの豪州枠については、TPP大綱に基づき「国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる」ことで当該国別枠の輸入量の増加による主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断。
- 今般、会計検査院から、豪州枠の取扱い（枠数量に対する輸入数量が10分の1程度にとどまっている実態）について、「対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れている状況の下、当該施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと」との指摘を受けたところ。

【これまでの豪州枠及び豪州産米の輸入実績】

(単位：実トン)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (7月末時点)
枠数量	2,000 (※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720
輸入数量	1,120	3,459	595	620	520	1,120
消化率	56%	58%	10%	10%	8%	17%
備蓄米買入れ		令和元年1月 令和元年産 8,000実トン (9,000玄米トン)	令和2年1月 令和2年産 6,000実トン (7,000玄米トン)	令和3年1月 令和3年産 6,240実トン (7,000玄米トン)	令和4年1月 令和4年産 6,480実トン (7,000玄米トン)	令和5年1月 令和5年産 6,720実トン (8,000玄米トン)

注1：協定が平成30年12月に発効したため、平成30年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量(※)。
注2：初年度(平成30年度)の国別枠輸入の対策として、翌年産(令和元年度)の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。
注3：令和5年度については、これまでに5月、7月に2回入札を実施し、落札数量は1,120トン。

【会計検査院からの指摘抜粋】

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策に関する会計検査の結果について」

第3 検査の結果に対する所見

2 所見

(2) 施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況について

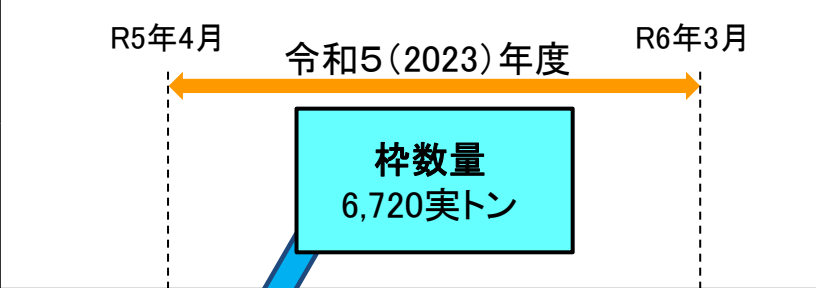
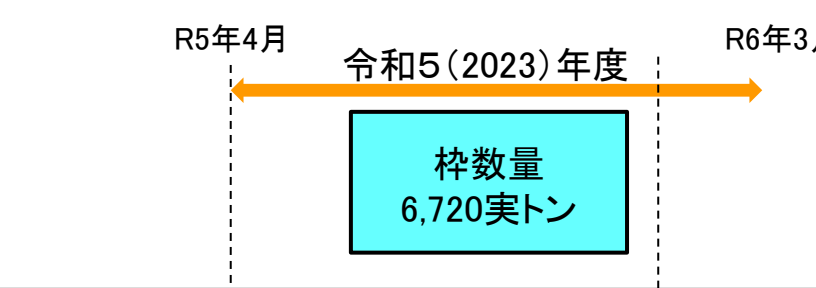
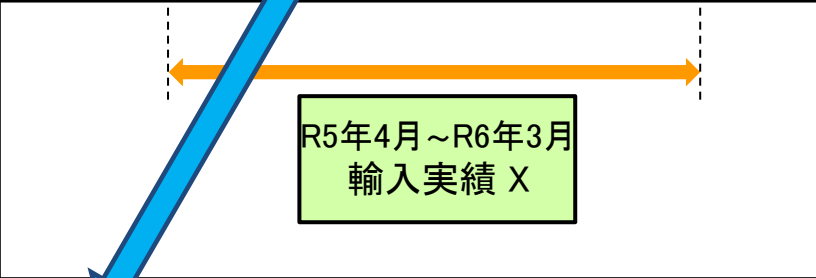
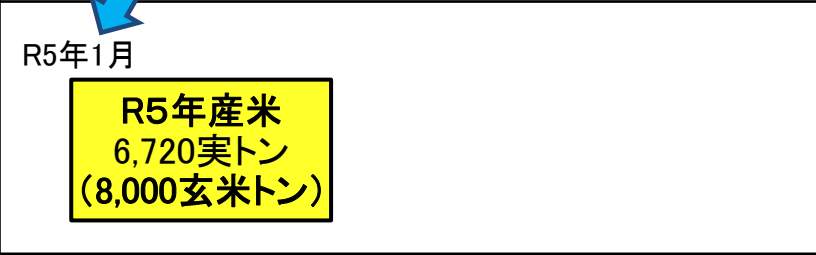
イ 経営安定対策に係る施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

(ア) 政策別の施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

α 米の経営安定対策に係る主要施策において、対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れたり、また、米、麦及び甘味資源作物の経営安定対策に係る主要施策において、定量的な成果目標が設定されていなかったりしている状況の下、当該3品目に係る施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく豪州枠に係る備蓄米の運営方法の見直し

- 会計検査院からの豪州枠の取り扱いについての指摘を踏まえ、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模の買入れとなるよう見直し。
- 具体的には、これまで「**枠数量**」(4～3月)を**事前**(当該年産を播種前契約)に買入れていたところ、令和6年産米からは、「**実際の輸入数量**」(1～12月)を**事後**(翌年産を播種前契約)に買入れ。

	令和5年産米までの対応 【令和5年産米買入時の例】	令和6年産米からの対応 【令和6年産米買入時の例】
豪州 枠数量		
実際の 輸入数量		
備蓄米 買入数量		

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358	358	430
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179	243	261
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76	82	72
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52	—	—
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102	13	6
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767	767	696	769
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654	585	658
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100	100	100

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
米国	358	356	358	362	359	359	359	376	365	359	360	360	345	236
タイ	332	345	241	281	351	332	344	375	264	316	306	322	314	398
中国	71	19	56	46	1	55	56	3	56	69	83	70	69	81
オーストラリア	—	40	71	64	41	14	1	7	74	14	0	—	27	40
その他	5	6	40	13	15	6	6	7	8	8	17	15	12	11
合計	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	655	725	658	656	700	754	734	685	655	701	681	699	743	751
(うちSBS輸入)※	100	37	100	100	61	12	29	73	100	59	77	60	21	14

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1～0.2千トン程度

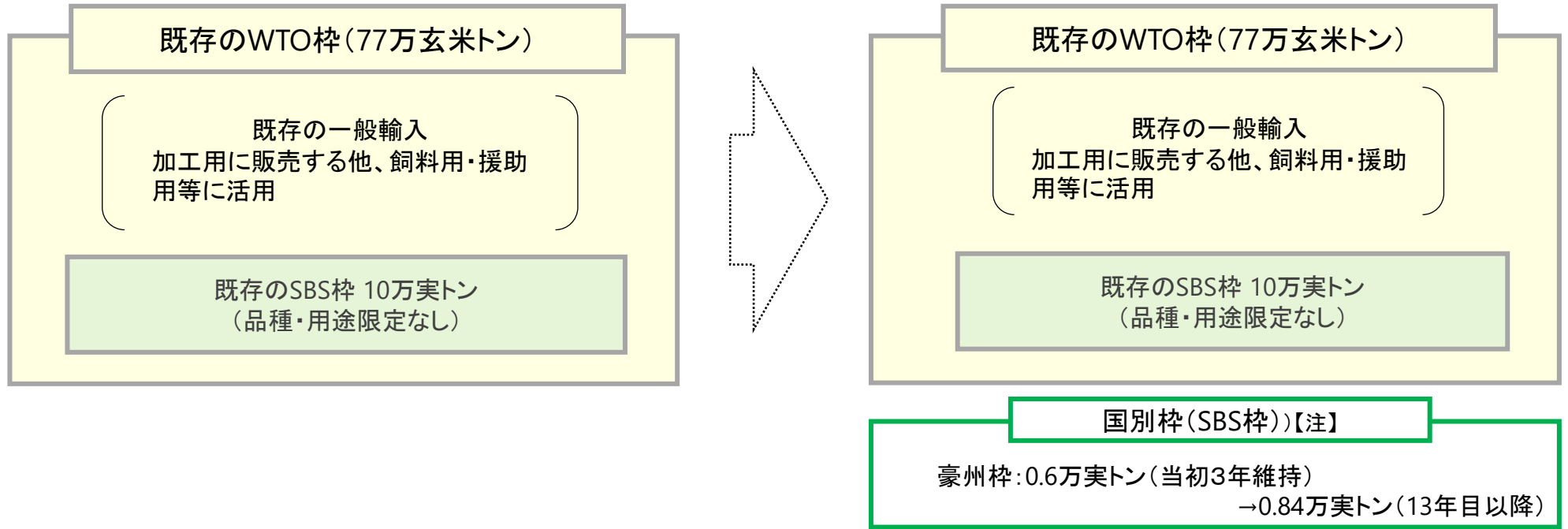
令和4年度のSBS米の輸入入札状況(ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分(10万トン))

(単位:実トン)

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (4年9月30日)	25,000	1,587	647	22,500	647	247	2,500	940	400
第2回 (4年10月21日)	25,000	1,722	1,422	22,500	822	522	2,500	900	900
第3回 (4年11月16日)	25,000	1,405	1,261	22,500	1,097	1,061	2,500	308	200
第4回 (4年12月14日)	25,000	1,596	1,560	22,500	888	852	2,500	708	708
第5回 (5年1月11日)	30,000	1,997	1,657	27,000	1,597	1,257	3,000	400	400
第6回 (5年1月30日)	30,000	2,528	2,528	27,000	2,080	2,080	3,000	448	448
第7回 (5年2月14日)	30,000	3,367	3,267	27,000	2,139	2,039	3,000	1,228	1,228
第8回 (5年3月1日)	87,658	1,400	1,400	84,658	1,200	1,200	3,000	200	200
合計			13,742			9,258			4,484

TPP11におけるコメの豪州枠の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率(コメの場合341円/kg)を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。(コメと米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



注:円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を実施。

○ TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位:実トン)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以降
枠数量 (実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	3,459	595	620	520	1,120 (7月末時点)							

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量
注:輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

令和5年産米の需要に応じた生産・販売の推進状況(令和4年9月1日から令和5年6月30日まで)

- 昨年9月から全国会議をこまめに開催し、直近の需給環境や予算事業等について説明。
- また、主産県等との意見交換(キャラバン)を個別に実施しており、今後も生産者団体や地方自治体とも連携しながら、県農業再生協議会やJA等集荷業者に対してキャラバンを実施。

全国会議(TV会議)

- ① R4.9.30 (参加者約640名)
- ② R4.11.9 (約680名)
- ③ R4.12.12 (約650名)
- ④ R5.1.10 (約720名)
- ⑤ R5.3.3 (約590名)
- ⑥ R5.6.12 (約820名)

動画コンテンツの配信

令和5年産の作付計画や産地づくりの方針検討の際に活用できる11本の動画を配信。
動画の再生回数は計3.1万回。(R5.6.21現在)

Teamsライブ相談会

本省職員が生産者、市町村行政及び団体職員を対象にオンラインでの相談会を実施。

- ① R5.2.22
- ② R5.4.27
- ③ R5.6.16

主産県等との意見交換(キャラバン)

【本省対応】

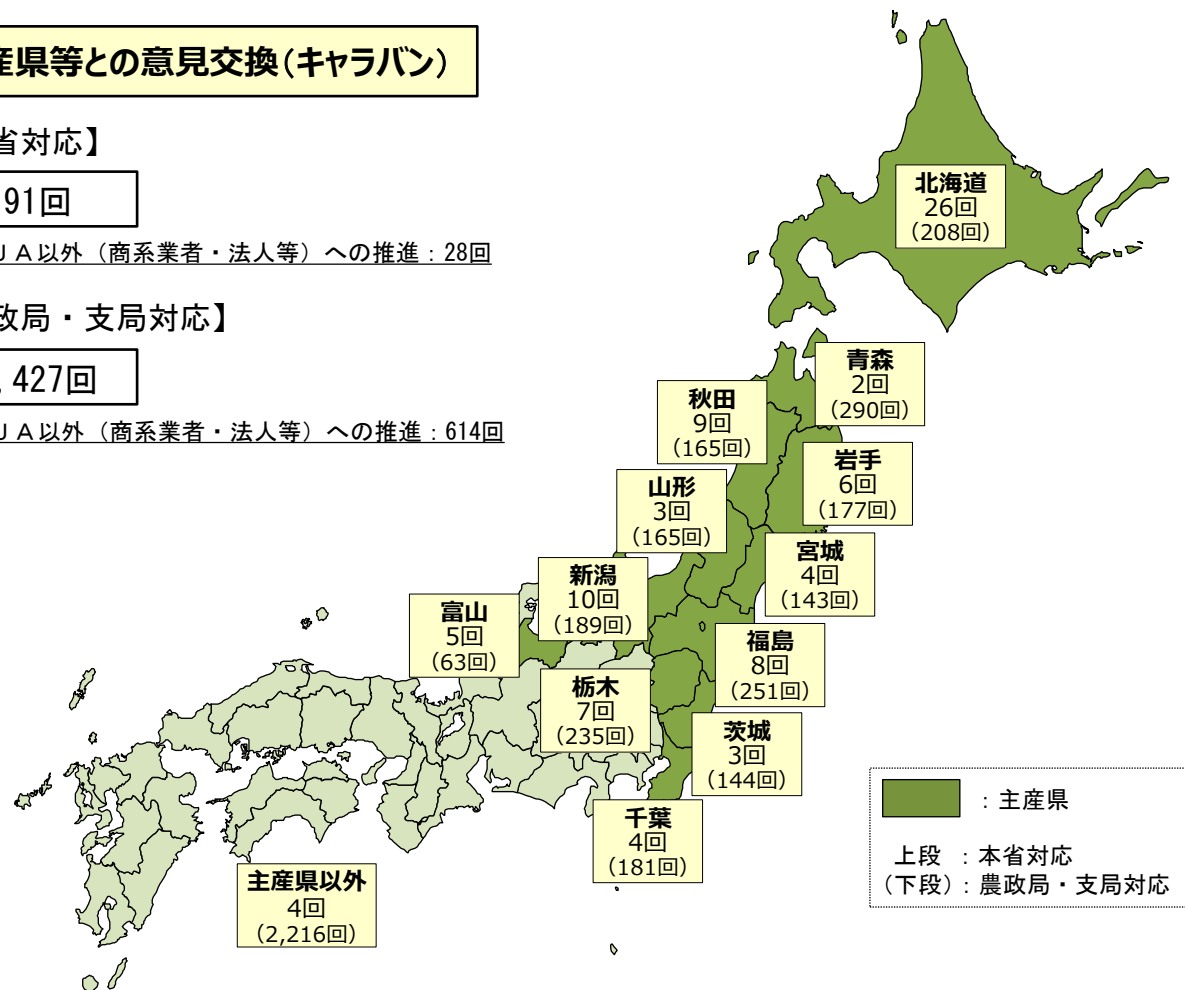
91回

うちJA以外(商系業者・法人等)への推進: 28回

【農政局・支局対応】

4,427回

うちJA以外(商系業者・法人等)への推進: 614回



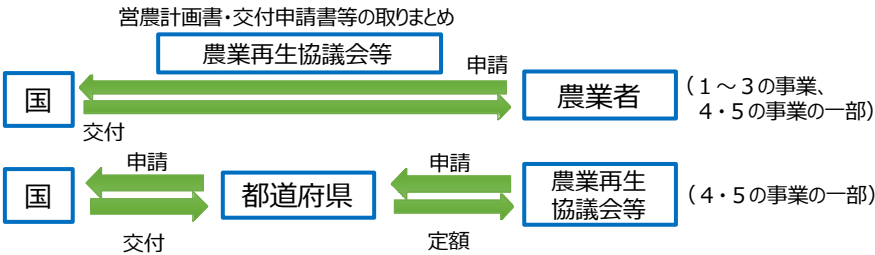
＜対策のポイント＞
食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

＜政策目標＞
○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha〔令和12年度まで〕）
○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t〔令和12年度まで〕）
○ 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

＜事業の内容＞

- 1. 戦略作物助成**
水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。
- 2. 産地交付金**
「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組**を支援します。
- 3. 都道府県連携型助成**
都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。
- 4. コメ新市場開拓等促進事業（11,000百万円）**
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※8
※8 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定
- 5. 畑地化促進助成（2,215百万円）**
水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

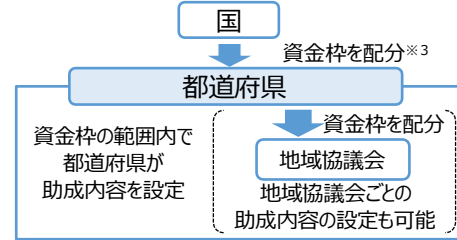
戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

＜交付対象水田＞

- たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
 - 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない
- ※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
※2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成（令和4年度補正予算と併せて実施）

- ① 畑地化支援（高収益作物：17.5万円/10a※4、畑作物（高収益作物以外）※5：14.0万円/10a※6）
※4：令和5年度までの時限単価
- ② 定着促進支援
ア 高収益作物（2万円（3万円※7）/10a×5年間）（①とセット）
イ 畑作物（高収益作物以外）※5（2万円/10a※6×5年間）
※5：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等
※6：令和4年度補正予算における単価
- ③ 産地づくり体制構築等支援（①とセット）
※7：加工・業務用野菜等の場合
- ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

＜対策のポイント＞

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

＜政策目標＞

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1 畑地化支援

水田を畑地化して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業イメージ＞

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援(※1, 2)	2 定着促進支援(※3)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	・ 2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※4)万円/10a（一括）
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a（一括）

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）
- ※2 令和5年度における取組が対象
- ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象
- ※4 加工・業務用野菜等の場合

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※5）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

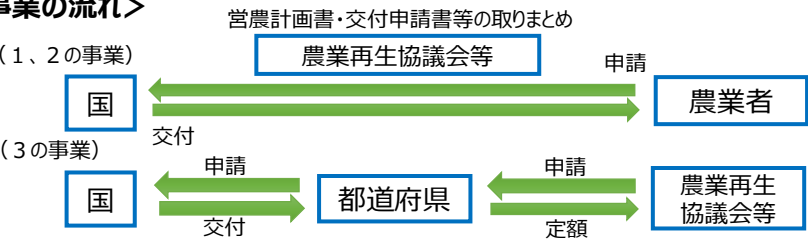
- ※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））



＜事業の流れ＞



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）